

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

○一般競争入札の実施..... (統計課)	363
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	364
○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	365
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	365
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請..... (生活振興課)	366
○北海道保健医療福祉計画及び地域保健医療計画の変更..... (保健福祉部総務課)	366
○地方卸売市場の廃止の許可..... (地域産業課)	371
○卸売業務の廃止の届出..... (地域産業課)	371
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	371
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (土地改良指導課)	372
○家畜伝染病検査の命令 (6件)..... (酪農畜産課)	372
○家畜伝染病予防注射等の命令..... (酪農畜産課)	380
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	380
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	382
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	382
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	383
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	385
○境界線の道路の管理に関する協定..... (道路整備課)	386
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	387
○河川区域の指定の一部改正 (2件)..... (河川課)	387
○河川予定地の指定の一部改正..... (河川課)	387
○公有水面の埋立ての免許..... (砂防災害課)	387
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可..... (砂防災害課)	388
○都市計画の決定..... (都市計画課)	391
○都市計画の変更の決定..... (都市計画課)	392
○環境影響評価書の作成..... (都市計画課)	393
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	393
○建築基準法による道路の指定..... (建築指導課)	394

### 公 告

○公募型プロポーザルの実施..... (環境政策課)	395
○公募型プロポーザルの実施..... (農業企画室)	396
○職務育成品種の品種登録..... (農産園芸課)	396
○公募型プロポーザルの実施..... (漁港漁村課)	397
○遊漁船業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の決定..... (漁業管理課)	398

### 支 庁 告 示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	399
○貸金業の規則等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	400

### 札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	400
----------------------	-----

### 道議会告示

○北海道議会事務局執務時間の一部改正.....	401
-------------------------	-----

### 道教育庁後志教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	401
----------------------	-----

### 道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	403
----------------------	-----

### 石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙長公告

○石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出.....	404
○石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙における無投票.....	404

### 網走海区漁業調整委員会指示

○固定式刺し網漁業の操業に関する委員会指示.....	405
----------------------------	-----

## 告 示

### 北海道告示第469号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託事業（単価契約）の名称  
平成15年度労働力調査調査用品輸送等業務
- (2) 委託事業の内容等 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補佐人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
  - (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (4) 道税を滞納している者でないこと。
  - (5) 法人の場合、資本金の額が1,000万円以上であること。
  - (6) 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。
- 3 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年3月28日から4月4日まで
  - (2) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
  - (3) 申請書類の提出先
    - ア 提出先の名称 北海道総合企画部統計課
    - イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目
  - (4) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階2号
  - (2) 入札日時 平成15年4月10日（木）午前11時
  - (3) 開札場所 (1)に同じ。
  - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
入札保証金は、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課
  - (2) 交付期間 平成15年3月28日から4月4日まで
  - (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札  
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札

- に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否  
要
- 11 その他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
    - ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）を記載すること。  
なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算するものとする（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
    - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
  - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
    - ア 名 称 北海道総合企画部統計課
    - イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694
  - (4) この入札の執行は、公開する。
  - (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第470号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	拉致ストーカー 監禁SE	オービー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	派遣女子社員 愛人不倫	新日本映像		
同	覗き！おばさんの性態 - 午後の間男 -	同		

**北海道告示第471号**

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

図書類の種類別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図書類の名称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	11803-04	ウォーB組 2003年4月号	株式会社マガジンマガジン
同	13992-4/1	バズーカヴィーナス 2003年4月号増刊	辰巳出版株式会社
同	06833-4	Naitai magazine No.234 2003年4月1日発行	ナイタイ出版株式会社
同	13320-04	THE POWERFUL 2003年4月1日増刊	ミリオン出版株式会社
同	17941-4	ベストカメラ 2003年4月号	株式会社少年画報社
同	16487-4	デラ ベっぴん 2003年4月号	英知出版社
同	02065-04	おとこの遊艶地 No.140 2003年4月号	リード社
同	02333-04	ガールフレンズ 2003年4月号	若生出版株式会社
同	01851-04	URECCO 2003年4月号	ミリオン出版
同	01455-4	アクションカメラ No.256 2003年4月号	ワニマガジン社
同	13319-4	KEITAI BANDITS 2003年4月号	ミリオン出版株式会社
同	02591-4	まんが カルビ POWER 2003年4月号	若生出版株式会社
同	08169-4	ホイップ 2003年4月号	株式会社コアマガジン
同	08397-04	マガジン・ウォー 2003年4月号	株式会社マガジンマガジン
同	02189-4	オレンジ通信 2003年4月号	株式会社東京三世社
同	14077-4	ザ・ベスト MAGAZINE Special 2003年4月号	KKベストセラーズ
同	01864-04	DVD DELUX 2003年4月号別冊	株式会社MCプレス
同	02394-04	ガツン! Exciting 2003年4月号増刊	KKベストセラーズ

コミック	09655-4	Lady's Comic aya アヤ	2003年4月号	宙おおぞら出版
コミック	03801-04	comic Amour	2003年4月号	株式会社サン出版

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

**北海道告示第472号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- |                  |  |
|------------------|--|
| 1(1) 申請のあった年月日   | 平成15年3月4日  |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | ちゃお  |
| (3) 代表者の氏名       | 和田 英明  |
| (4) 主たる事務所の所在地   | 札幌市白石区菊水8条1丁目1番28号   |
| (5) 定款に記載された目的   | この法人は、乳幼児から高齢者まで広い層の人たちに対して、生き生きと暮らせるために、多様化する地域課題の解決に向けた事業を行い、安心して楽しく生活できる環境の推進に寄与することを目的とする。   |
| 2(1) 申請のあった年月日   | 平成15年3月6日  |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | コミュニティーサーバー無名会   |
| (3) 代表者の氏名       | 田中 俊英  |
| (4) 主たる事務所の所在地   | 砂川市東1条北1丁目1番10号  |
| (5) 定款に記載された目的   | この法人は、地域住民と一体となって地域福祉の向上や環境の保全、社会教育の推進のための活動を行い、豊富な知識を有する会員相互の協力により、地域社会の問題解決のためのサーバー的な体制の構築を図り、街づくり事業を推進し地域社会の形成の発展及び地域振興に寄与することを目的とする。 |
| 3(1) 申請のあった年月日   | 平成15年3月7日  |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 札幌介助サービスプロジェクト   |

- (3) 代表者の氏名 鶴見 寛  
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市清田区美しが丘1条5丁目1番30号  
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、元気な高齢者がリーダーとなって高齢者が楽しめるイベントの企画や高齢者の外出支援、高齢者の消費生活に関する相談など高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生き活きと暮らせるためのサービスを提供し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成15年3月17日  
 (2) 特定非営利活動法人の名称 北福人  
 (3) 代表者の氏名 宮本 正二  
 (4) 主たる事務所の所在地 北見市三輪665番地3号  
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、オホーツク圏に夢と希望を抱くものが集い、恵まれた自然環境と共生しながら、地域産業と地域社会の活性化を通して、人々の幸せと豊かな地域の未来を創造することを目的とする。

#### 北海道告示第473号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（女性懇話会ウイシュにあっては名称に関する変更、友づれワークにあっては目的及び特定非営利活動に係わる事業に関する変更、友愛しらおいにあっては特定非営利活動に係わる事業及び社員資格の得喪に関する事項の変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成15年3月5日  
 (2) 特定非営利活動法人の名称 女性懇話会ウイシュ  
 (3) 代表者の氏名 日下部恵子  
 (4) 主たる事務所の所在地 留萌市見晴町6丁目98番地  
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者が住み慣れた地域で、心豊かに生き甲斐をもって暮らすためのさまざまな支援を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成15年3月10日  
 (2) 特定非営利活動法人の名称 友づれワーク

- (3) 代表者の氏名 大野 知道  
 (4) 主たる事務所の所在地 虻田郡豊浦町字東雲町16番地  
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、共に生き共に栄えることを基本に、新たな癒しの農村地域づくりをめざして、住民参画型で在宅福祉サービスと地域活性化グループの支援に関する事業を行い、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができる社会の構築に寄与することを目的とします。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成15年3月12日  
 (2) 特定非営利活動法人の名称 友愛しらおい  
 (3) 代表者の氏名 西村 賢二  
 (4) 主たる事務所の所在地 白老郡白老町字石山39番地の779  
 (5) 定款に記載された目的 本会は、ボランティア活動を主に、会員が地域の一人として、平等な心、平和な心、ありがとうと素直に言える心、健全で和やかな表情で笑える心を養い、隣人愛と、相互扶助のもと、親睦を図り、地域の方々に対して、介護サービスはじめ保健、医療など福祉の増進を図る活動や、災害救助、環境保全等の奉仕活動を積極的に行い、地域社会に寄与することを目的とする。

#### 北海道告示第474号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第10項の規定により、別冊のとおり北海道保健医療福祉計画及び同計画の一部である第二次保健医療福祉圏ごとの地域保健医療計画を変更し、平成15年4月1日から施行する。

「別冊」は省略し、その別冊は、北海道保健福祉部総務課、各支庁総務部社会福祉課及び各道立保健所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

なお、変更後の北海道保健医療福祉計画の概要は、次のとおりである。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

#### 第1 計画策定と見直しの趣旨

少子・高齢化の進行、家族形態の変化、国際化や情報化の進展などと相まって、道民の保健医療福祉ニーズはますます高度で多様なものとなり、保健・医療・福祉の一体的な取組をより強化する必要性が生じたため、平成10年3月に保健医療部門と福祉部門の個別計画を統合した「北海道保健医療福祉計画」を策定して、向こう10年間の基本的な指針を示すこととした。

計画策定から5年が経過し、保健・医療・福祉にかかわる人材や施設など基盤の整備が進む一方、予想を上回る少子・高齢化の進行、疾病構造の変化、価値観の多様化など社会状況はさらに変化し、制度面においても、介護保険制度の導入、医療法等の改正がなされたほか、社会福祉基礎構造改革に伴う「措置」から「契約」への移行や、医療、年金制度改革が進められるなど、保健・医療・福祉を取り巻く環境はさらに大きく変化している。

だれもが自らの生活様式を自分で選択しながら、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、こうした環境の変化や計画の進ちょく状況を踏まえ、包括的・継続的な保健医療福祉サービスを提供する体制を整える必要があり、対応する具体的施策の方向を明らかにするため、計画の見直しを行ったものである。

## 第2 計画の基本的な考え方

地域では様々な人々が暮らしているが、その中で、「保健」は健康を増進し病気を予防すること、「医療」は病気やけがを治療すること、「福祉」は自立と社会活動への参加を促すことを目指している。

これらは、相互に関わり合いながら、最終的には人々の生活の質の向上を目指しており、これには、保健・医療・福祉の取組みだけでなく、教育、労働、住宅などの関連分野の協力が必要となる。

このような取組の基本となる理念として、「人々の健康を保持・増進するためには、個人の努力だけではなく、あらゆる分野の政策に健康という視点を取り入れること、健康を支える環境を整備すること、健康政策の意思決定に住民が参画することなどが必要である。」という考え方、「健康増進から予防、治療、リハビリテーションに至る包括的なサービスがどこの地域においても提供される体制の整備が必要である。」という考え方、「障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会の姿であり、周囲の人々の意識の変化、教育の機会の確保、職業的自立の援助、家屋の改造、生活環境の整備などの総合的な社会の環境改善を進めていくことが必要である。」という考え方がある。

本計画では、この三つの考え方を基本として、保健・医療・福祉が教育、労働、住宅などの関連分野と連携を図りながら、「だれもが、住み慣れた地域の中で、健やかに、生き生きと自立して暮らすことができる社会の実現」を目標とする。

## 第3 計画の位置づけ及び性格

この計画は、「第3次北海道長期総合計画」の保健医療福祉部門に関する個別計画である。

また、北海道の保健医療福祉行政の基本的な指針であり、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道エンゼルプラン」、「北海道障害者基本計画」、「北海道健康づくり基本指針（すこやか北海道<sup>21</sup>）」など、保健医療福祉分野の個別計

画の基本となる方向を示すものであるとともに、医療法に基づく医療計画としても位置づけられ、第二次保健医療福祉圏ごとに策定された「地域保健医療福祉計画」を包含するものである。

さらに、この計画においては、市町村はもとより、道民や関係機関・団体、民間企業などに対し、保健・医療・福祉の取組への理解と参加、協力を働きかけながら、相互のパートナーシップの下に推進していくことを基本とする。

## 第4 計画の期間

この計画の期間は、平成10年度から平成19年度までの10年間とする。

## 第5 計画の圏域

身近で頻度の高い保健医療福祉サービスは、市町村で提供されることを基本とするが、専門的なサービスについては、人材や施設などの社会資源を市町村の区域を超えて広域的に有効活用する仕組みづくりを進めることが必要である。このようなことから、体系的な地域単位として、第一次から第三次に至る保健医療福祉圏を設定し、保健医療福祉ニーズにきめ細かく対応する体制を整備する。

### 1 第一次保健医療福祉圏（212圏域）

住民の日常生活に密着した身近で頻度の高い保健医療福祉サービスを提供する基本的な地域単位とし、市町村行政区域とする。

### 2 第二次保健医療福祉圏（21圏域）

第一次保健医療福祉圏のサービスの提供機能を広域的に支援するとともに、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、おおむね、保健医療福祉サービスの完結を目指す地域単位とする。

また、この圏域は、医療法第30条の3第2項第1号に規定する区域とし、医療資源の適正配置を図る地域単位とする。

### 3 第三次保健医療福祉圏（6圏域）

高度で専門的な保健医療福祉サービスを提供する地域単位とする。

また、この圏域は、医療法第30条の3第2項第2号に規定する区域とし、様々な生活ニーズを満たす地域生活経済圏を考慮した地域単位とする。

### 4 保健医療福祉圏の区域

保健医療福祉圏の区域の範囲は、別表第1のとおりとする。

## 第6 計画のめざす姿

「だれもが、住み慣れた地域の中で、健やかに、生き生きと自立して暮らすことができる社会の実現」を目標として、本計画では次の姿を目指すこととする。

### 1 総合的な保健医療福祉サービスの提供体制の確立

一人ひとりのニーズに応じた総合的な保健医療福祉サービスの提供基盤の充実に努めるとともに、継続的なサービスの評価やサービス利用者の権利擁護、また、介護保険制

度や支援費制度などの円滑な実施を図るための取組を推進しながら、本人の意思や選択を基本として、可能な限り在宅で生活していくことができる体制を確立する。

## 2 きめ細かな医療提供体制の整備

患者のニーズに応じた医療がきめ細かに提供される体制を整備するため、病院や診療所などの役割分担を明確にし、各々の機能を充実させるとともに、相互の連携を強化する。

初期救急医療から高度救急医療に至る体制の体系的な整備や小児救急医療体制の整備など、救急医療体制の充実を図る。

医師の都市部への偏在を是正するため、医師が不足している地域における勤務医の確保・定着に重点を置いた総合的な地域医療対策を推進する。

## 3 健康と福祉のまちづくりの推進

道民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進やボランティア活動の促進など住民の保健福祉活動への参加を進めるとともに、健康と福祉を支える環境を整備することによって、健康寿命を伸ばすことを目指し、また、高齢者や障害者などの自立と社会参加を促進する。

少子化の進行など子供や家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子供を安心して産み育て、子供が健やかに育つことができる環境づくりを進めるため、社会全体で出産や子育てを支援していく気運を醸成するとともに、家庭における子育て支援や子育てと仕事の両立支援、子供の健全育成を促す環境の整備を促進する。

## 第7 基本計画

### 1 基本方針

#### (1) 道民とともに進める保健医療福祉

住民ニーズの高度化・多様化が進む中で、「だれもが、住み慣れた地域の中で、健やかに、生き生きと自立して暮らすことができる社会の実現」を目指すためには、道民の積極的な参画を得て、保健医療福祉を推進することが必要である。

このため、「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアの思想と、ノーマライゼーションの理念を広め、地域における道民の主体的な活動を展開するための基礎づくりを進める。

また、地域福祉の推進を図り、高齢者や障害者などの社会参加を促進するため、地域社会における様々な障壁を取り除くよう努めるとともに、健康を支える環境の整備を促進する。

さらに、災害時における救急医療体制の整備を図るなど、保健医療福祉を進める立場から、地域ぐるみの防災対策を進める。

#### (2) だれもが健康で暮らすことができる保健医療体制

健康は私たち共通の願いであり、少子・高齢化の進行や、医学、医療の進歩などに

より、健康づくりや医療に対するニーズは、高度化、多様化している。

このため、「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアの思想を広め、「北海道健康づくり基本指針（すこやか北海道21）」に基づき、健康を支える環境づくりを進めるとともに、日常の健康管理や健康相談、一般的な治療、専門医療機関への紹介などのプライマリ・ケアを重視し、さらに、道民がどこに暮らしていても、より身近なところで、適切な医療サービスが受けられるよう、へき地医療対策をはじめ、きめ細かな医療提供体制の整備を進める。

また、食品の生産・加工・流通・消費を通して、本道における安全で健康な食環境づくりを推進するとともに、生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上と経営の健全化を促進する。

#### (3) 高齢者の自立と生きがい

人生80年時代を迎え、高齢化が活力に結びつく明るい社会を構築するため、多くの高齢者が、自立し、生きがいを持って、生き生きと暮らすことができる地域づくりを進める。

高齢者の多くは、たとえ介護を要する状態になったとしても住み慣れた地域で、家族や友人に囲まれて生活を続けていくことを希望している。このため、寝たきりや痴呆をできる限り予防するとともに、在宅サービスの充実に重点的に取り組み、高齢者の自立の支援と介護者の負担の軽減を図る。

また、介護保険制度の一層の定着を図るため、サービスの質の向上やサービス提供体制の整備を促進する。

#### (4) 障害者の自立と社会参加

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に暮らすことができるよう、ライフサイクルの各段階に必要なサービスを的確に受けられることができる仕組みを整えていくことが必要である。

このため、教育、労働、住宅などの関連分野と連携を図りながら、総合的な保健医療福祉サービスを提供することにより、障害者の地域における生活を支援する。

また、障害者が地域社会の一員として積極的な社会参加ができるよう、教育の充実や就労の促進、スポーツや文化活動などの機会の拡大を図るとともに、情報伝達手段や移動手段の整備などにより、障害者の自立に向けた取組を進める。

さらに、支援費制度の施行に伴い、その円滑な実施を図るため、サービス提供体制の整備を促進する。

#### (5) 安心して子供を産み育てることができる環境づくり

本道の次代を担う子供たちが健やかに育ち、子供を持ちたいと思う人が、安心して子供を産み育てることができる環境をつくることは、少子化の進行が著しい本道の将来にとって極めて重要である。

このため、家庭における子育てを基本とし、行政、地域、企業、学校などによる子育て支援を進めるとともに、母子保健医療体制を含めた子供を取り巻く環境の整備を図ることによって、社会全体で子育てを支える環境づくりを進める。

なお、施策の推進に当たっては、子供の主体性や自主性を重視し、子供の利益が最大限尊重されるよう配慮する。

#### (6) だれもが安心して暮らすことができる生活の確保

社会経済情勢の影響を最も受けやすい高齢者、傷病・障害者、母子世帯など、社会的に弱い立場にある人たちが安心して生活することができるよう、必要な生活の相談や保障、自立の支援に努めるとともに、戦傷病者、戦没者の遺族等に対する援護を推進する。

また、国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、保険者である市町村に対する支援などに努める。

#### (7) 保健医療福祉を進めるための基礎づくり

保健医療福祉を進めるための基礎づくりとして、それらを担う人材の養成や確保を行うとともに、地域の需要や配置の状況を考慮した施設の整備と機能の充実を図るとともに、高度情報通信機器を活用した情報システムなどの整備を促進する。

### 2 基準病床数

医療法第30条の3第2項第3号に規定する基準病床数は、別表第2とする。

## 第8 保健医療福祉圏における施策の展開

### 1 施策の展開

#### (1) 第一次保健医療福祉圏（市町村）

住み慣れた家庭や地域の中で、だれもが安心して暮らし続けることができるよう、「第一次保健医療福祉圏」では、在宅生活を支えるサービスの提供体制を重点的に整備する。

#### (2) 第二次保健医療福祉圏

通勤、通学、買い物などの住民の生活圏と密接な関わりのある「第二次保健医療福祉圏」では、比較的高度で専門性の高いサービスを必要とする人々に対して、在宅とのつながりを重視した保健医療福祉施設からのサービスの提供体制を重点的に整備するとともに、保健医療福祉従事者の育成と資質の向上を図る。

#### (3) 第三次保健医療福祉圏

「第三次保健医療福祉圏」では、高度で専門的なサービスの提供体制を整備する。

#### (4) これらのほか、第二次及び第三次保健医療福祉圏において提供するサービスを補完するため、全道域を対象として、高度な救急医療や小児の専門医療、障害者の専門的な相談・指導、障害児の専門的な療育指導、児童の自立支援、援護などのサービスを提供する。

## 2 施策の推進体制

### (1) 第一次保健医療福祉圏（市町村）

住民に身近で頻度の高い保健医療福祉サービスは、市町村において一元的に実施することが基本となっている。

このため、市町村では、これらのサービスの充実を図るとともに、住民一人ひとりのニーズに応じた保健医療福祉サービスの一体的な提供体制の確立に向けた取組を強化して、健康と福祉のまちづくりに視点を置いた施策の展開を図る。

市町村においては、今後とも、これらの取組を推進するため、将来を見据えた保健医療福祉施策の方向性を明確にし、支庁や保健所などから、必要な支援を得ながら、「母子保健計画、エンゼルプラン、障害者計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画、健康づくり計画」などの策定や、その施策の推進を図る。

### (2) 第二次保健医療福祉圏

住民の日常生活に密着したサービスが「第一次保健医療福祉圏」において確実に提供される体制を確保するとともに、「第二次保健医療福祉圏」においては、比較的専門性の高いサービスがおおむね提供される体制を構築する。

この中において、保健所は、支庁とともに、この体制を構築する上での圏域の中心的な役割を担い、保健・医療・福祉サービスの提供者と利用者、学識経験者、市町村などで構成する「地域保健医療福祉推進協議会」を運営し、「地域保健医療福祉計画」の推進と進行管理を行う。

### (3) 第三次保健医療福祉圏

圏域内の保健所と支庁は、相互に連携を図り、その圏域内におけるサービスの提供体制について、機会あるごとに、検証・評価を重ねながら、施策を進めていく。

## 第9 計画の進め方

### 1 施策の展開

この計画は、行政はもとより、道民、ボランティア、関係機関・団体、民間企業などの積極的な取組を期待し、共に連携の促進に努めながら、施策を展開することを基本とする。

### 2 役割分担

#### (1) 公私の役割分担

生活に身近な保健・医療・福祉ニーズのうち、個人や家庭、あるいは、関係機関・団体、民間企業では、その対応が難しいものやさらには、普遍的・基礎的なものについては、主に公的部門が担うこととする。

関係機関・団体については、各々の設立の趣旨に沿い、持てる機能を十分に発揮して、地域における保健医療福祉サービスの充実に貢献することを期待する。

民間企業については、企業活動を通じて、良質で多様な保健医療福祉サービスを提

供することにより、サービスを必要とする人にとって、その選択の幅が広がることを期待する。

行政としては、これらの活動が促進されるよう、必要とされる条件整備を進める。

(2) 市町村、道の役割分担

基本的な保健医療福祉サービスについては、最も住民に身近な自治体である市町村の区域において提供されることが適当であり、市町村においては、そのための体制整備に努めることが必要である。

北海道においては、このような市町村の取組に対して、必要な調整や支援を行うとともに、広域的・専門的・技術的なサービスや全道的な観点から推進すべき施策を担い、国に対しては、必要な財政措置や制度の改善などを働きかけていく。

3 計画の進行管理

北海道は、この計画の進ちょく状況を常に把握し、その評価を行い、道民、市町村、関係機関・団体等に対し、その結果を明らかにするとともに、計画の推進に当たっては、社会情勢の変化などにも、適切に対応し、また、施策の優先度や緊急性などを総合的に勘案しながら、柔軟で弾力的な推進に努める。

別表第1

保健医療福祉圏の区域

第 三 次	第 二 次	第 一 次
道 南	南 渡 島	函館市、松前町、福島町、知内町、木古内町、上磯町、大野町、七飯町、戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町、鹿部町、砂原町、森町
	南 檜 山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、熊石町、奥尻町
	北渡島檜山	八雲町、長万部町、大成町、瀬棚町、北檜山町、今金町
道 央	札 幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、厚田村、浜益村
	後 志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	南 空 知	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、北村、栗沢町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	中 空 知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、

道 北		上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	
	北 空 知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町	
	西 胆 振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、虻田町、洞爺村、大滝村、壮瞥町	
	東 胆 振	苫小牧市、白老町、早来町、追分町、厚真町、鶴川町、穂別町	
	日 高	日高町、平取町、門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町、様似町、えりも町	
	上 川 中 部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町	
道 北	上 川 北 部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、朝日町、風連町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	
	富 良 野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	
	留 萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町	
道 北	宗 谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、歌登町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	
	オホーツク	北 網	北見市、網走市、東藻琴村、女満別町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、端野町、訓子府町、置戸町、留辺蘂町、常呂町
道 北	遠 紋	紋別市、佐呂間町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	
	十 勝	十 勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、忠類村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
道 北	釧路・根室	釧 路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、阿寒町、鶴居村、白糠町、音別町
	根 室	根 室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

別表第2

医療法第30条の3第2項第3号に規定する基準病床数

1 療養病床及び一般病床

第二次保健 医療福祉圏	基準病床数	既存病床数
		平成14年10月1日現在
南 渡 島	5,578	6,423
南 檜 山	456	535
北 渡 島 檜 山	641	723
札 幌	26,089	35,202
後 志	3,193	3,956
南 空 知	2,443	2,897
中 空 知	1,819	2,397
北 空 知	620	906
西 胆 振	3,370	4,083
東 胆 振	2,110	2,596
日 高	941	985
上 川 中 部	5,767	6,869
上 川 北 部	987	1,085
富 良 野	542	601
留 萌	793	740
宗 谷	863	858
北 網	3,076	3,339
遠 紋	1,040	1,573
十 勝	4,204	4,752
釧 路	3,282	3,775
根 室	809	815
合 計	68,623	85,110

2 精神病床、結核病床、感染症病床

全 道	基準病床数	既存病床数
		平成14年10月1日現在
精 神 病 床	21,209	21,106
結 核 病 床	550	840
感 染 症 病 床	98	96

注 感染症病床の既存病床数96床には、医療法上算定されない「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき指定された診療所病床（10床）を含む。

北海道告示第475号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 許 可 年 月 日 平成15年3月13日
- 2 廃 止 年 月 日 平成15年3月31日
- 3 地方卸売市場の名称 豊浦地方卸売市場
- 4 開 設 者 豊浦漁業協同組合

北海道告示第476号

北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）第19条第2項の規定により、次のとおり卸売業務の廃止の届出があった。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 廃 止 年 月 日 平成15年3月31日
- 2 卸 売 業 者 の 名 称 豊浦漁業協同組合
- 3 取 扱 品 目 の 部 類 水産物部
- 4 地方卸売市場の名称 豊浦地方卸売市場

北海道告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成15年3月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

地区名	事業の種類	縦覧場所
上士幌	中山間地域総合整備（農業用排水、暗きよ、農地改良保全）	北海道十勝支庁
十弗西	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）] （暗きよ、土層改良）]	同
瓜幕北	農地保全整備（農地保全）	同
中鹿追東	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）] （暗きよ、土層改良）]	同

北海道告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成15年3月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
乙部町	大地谷	基盤整備促進 [基盤整備]（農道）	北海道檜山支庁
斜里町	美咲	維持管理	北海道網走支庁

北海道告示第479号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

1(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
札幌市	平成15年5月19日から6月27日まで
江別市	同 8月25日から10月10日まで
倶知安町	同 4月14日から6月13日まで
留寿都村	同

由仁町	同	4月7日から7月18日まで
奈井江町	同	
新十津川町	同	
妹背牛町	同	
沼田町	同	
幌加内町	同	
士別市	同	4月7日から6月27日まで
富良野市	同	6月23日から8月15日まで
苫前町	同	5月12日から8月1日まで
羽幌町	同	
初山別村	同	
豊富町	同	4月10日から6月30日まで
苫小牧市	同	4月14日から9月30日まで
日高町	同	8月1日から10月10日まで
平取町	同	
上士幌町	同	7月1日から8月22日まで
根室市	同	4月21日から6月20日まで
別海町	同	7月1日から12月19日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
江差町	平成15年4月7日から5月26日まで
上ノ国町	同
乙部町	同
奥尻町	同

留 寿 都 村	平成15年5月1日から6月13日まで
由 仁 町	同 4月7日から7月18日まで
奈 井 江 町	同
新 十 津 川 町	同
妹 背 牛 町	同
沼 田 町	同
幌 加 内 町	同
旭 川 市	同 7月7日から8月29日まで
鷹 栖 町	同
東 神 楽 町	同
当 麻 町	同
比 布 町	同
愛 別 町	同
上 川 町	同
東 川 町	同
美 瑛 町	同
士 別 市	同
名 寄 市	同
和 寒 町	同
剣 淵 町	同
朝 日 町	同
風 連 町	同
下 川 町	同
美 深 町	同
音 威 子 府 村	同
中 川 町	同
富 良 野 市	同
上 富 良 野 町	同
中 富 良 野 町	同
南 富 良 野 町	同
占 冠 村	同
苦 前 町	同 5月12日から8月1日まで
羽 幌 町	同
初 山 別 村	同
天 塩 町	同

東 藻 琴 村	同	6月16日から8月29日まで
女 満 別 町	同	
美 幌 町	同	
津 別 町	同	
斜 里 町	同	
清 里 町	同	
小 清 水 町	同	
端 野 町	同	
訓 子 府 町	同	
置 戸 町	同	
留 辺 藁 町	同	
佐 呂 間 町	同	
常 呂 町	同	
生 田 原 町	同	
遠 軽 町	同	
丸 瀬 布 町	同	
白 滝 村	同	
上 湧 別 町	同	
湧 別 町	同	
滝 上 町	同	
興 部 町	同	
西 興 部 村	同	
雄 武 町	同	
北 見 市	同	
網 走 市	同	
紋 別 市	同	
豊 浦 町	同	4月14日から9月30日まで
虻 田 町	同	
洞 爺 村	同	
大 滝 村	同	
壮 警 町	同	
白 老 町	同	
早 来 町	同	
追 分 町	同	
厚 真 町	同	

鶺鴒	川 町	平成15年4月14日から9月30日まで
穂別	町 同	
伊達	町 同	
登別	町 同	
苫小牧	市 同	
室蘭	市 同	
日高	町 同	4月7日から9月5日まで
平取	町 同	
門別	町 同	
新冠	町 同	
静内	町 同	
三石	町 同	
浦河	町 同	
様似	町 同	
えりも	町 同	
釧路	町 同	6月23日から8月1日まで
厚岸	町 同	
浜中	町 同	
標茶	町 同	
弟子屈	町 同	
阿寒	町 同	
鶴居	村 同	
白糠	町 同	
音別	町 同	
釧路	市 同	
根室	市 同	7月1日から10月3日まで
別海	町 同	
中標津	町 同	
標津	町 同	

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第480号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

1(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

上磯町	平成15年5月6日から7月31日まで
大野町	同
長万部町	同
愛別町	同 4月7日から5月9日まで
上川町	同 5月16日まで
名寄市	同 5月19日から7月18日まで
和寒町	同 5月6日から6月20日まで
剣淵町	同 6月16日から8月1日まで
斜里町	同 4月1日から6月13日まで
女満別町	同 4月7日から6月20日まで
興部町	同 4月28日から7月25日まで
網走市	同 5月19日から8月8日まで
新冠町	同 8月1日から10月10日まで
芽室町	同 4月1日から5月9日まで
更別村	同 4月7日から5月23日まで
清水町	同 5月26日から7月25日まで
忠類村	同 6月16日から8月1日まで
弟子屈町	同 4月1日から7月4日まで
鶴居村	同 4月7日から7月11日まで
別海町	同 4月1日から7月18日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
江差町	平成15年4月7日から5月26日まで
上ノ国町	同
乙部町	同
奥尻町	同
新十津川町	4月7日から7月18日まで
妹背牛町	同
沼田町	同
幌加内町	同
旭川市	7月7日から8月29日まで
鷹栖町	同
東神楽町	同
当麻町	同
比布町	同
愛別町	同
上川町	同
東川町	同
美瑛町	同
士別市	同
名寄市	同
和寒町	同
剣淵町	同
朝日町	同
風連町	同
下川町	同
美深町	同
音威子府村	同

中川町	同	
富良野市	同	
上富良野町	同	
中富良野町	同	
南富良野町	同	
占冠村	同	
東藻琴村	同	7月7日から9月26日まで
女満別町	同	
美幌町	同	
津別町	同	
斜里町	同	
清里町	同	
小清水町	同	
端野町	同	
訓子府町	同	
置戸町	同	
留辺蘂町	同	
佐呂間町	同	
常呂町	同	
生田原町	同	
遠軽町	同	
丸瀬布町	同	
白滝村	同	
上湧別町	同	
湧別町	同	
滝上町	同	
興部町	同	
西興部村	同	
雄武町	同	
北見市	同	
網走市	同	
紋別市	同	
豊浦町	同	4月14日から7月31日まで
虻田町	同	
洞爺町	同	

大 滝 村	平成15年4月14日から7月31日まで
壮 警 町	同
白 老 町	同
早 来 町	同
追 分 町	同
厚 真 町	同
鶴 川 町	同
穂 別 町	同
伊 達 市	同
登 別 市	同
苫 小 牧 市	同
室 蘭 市	同
日 高 町	4月7日から9月5日まで
平 取 町	同
門 別 町	同
新 冠 町	同
静 内 町	同
三 石 町	同
浦 河 町	同
様 似 町	同
え り も 町	同
音 更 町	5月6日から6月27日まで
士 幌 町	同
上 士 幌 町	同
鹿 追 町	同
新 得 町	同
清 水 町	5月6日から7月25日まで
芽 室 町	6月27日まで
中 札 内 村	同
更 別 村	同
忠 類 村	同
大 樹 町	同
広 尾 町	同
幕 別 町	同
池 田 町	同

豊 頃 町	同
本 別 町	同
足 寄 町	同
陸 別 町	同
浦 幌 町	同
帯 広 市	同
釧 路 町	6月23日から8月1日まで
厚 岸 町	同
浜 中 町	同
標 茶 町	同
弟 子 屈 町	同
阿 寒 町	同
鶴 居 村	同
白 糠 町	同
音 別 町	同
釧 路 市	同
根 室 市	7月1日から10月3日まで
別 海 町	同
中 標 津 町	同
標 津 町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第481号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
当別町	平成15年4月14日から5月2日まで
倶知安町	同 6月13日まで
留寿都村	同
由仁町	同 4月7日から7月18日まで
新十津川町	同
秩父別町	同
士別市	同 4月7日から6月27日まで
富良野市	同 6月23日から8月15日まで
羽幌町	同 5月12日から8月1日まで
初山別村	同
豊富町	同 4月10日から6月30日まで
壮瞥町	同 4月14日から9月30日まで
早来町	同
登別市	同
室蘭市	同
日高町	同 8月1日から10月10日まで
平取町	同
根室市	同 4月21日から6月20日まで
別海町	同 7月1日から12月19日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第482号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年3月28日

1(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
江差町	平成15年4月7日から5月26日まで
上ノ国町	同
厚沢部町	同
乙部町	同
奥尻町	同
瀬棚町	同
北檜山町	同
今金町	同
北村	同 5月12日から7月4日まで
栗沢町	同
由仁町	同
長沼町	同
岩見沢市	同
美唄市	同
新十津川町	同
滝川市	同
雨竜町	同
深川市	同
旭川市	同 7月7日から8月29日まで
鷹栖町	同
東神楽町	同
当麻町	同
比布町	同
愛別町	同
上川町	同
東川町	同
美瑛町	同
士別市	同

和 寒 町	平成15年7月7日から8月29日まで
剣 淵 町	同
朝 日 町	同
風 連 町	同
富 良 野 市	同
上 富 良 野 町	同
中 富 良 野 町	同
南 富 良 野 町	同
占 冠 村	同
豊 浦 町	4月21日から6月30日まで
虻 田 町	同
洞 爺 町	同
大 滝 村	同
壮 瞥 町	同
白 老 町	同
早 来 町	同
追 分 町	同
厚 真 町	同
鶴 川 町	同
穂 別 町	同
伊 達 市	同
登 別 市	同
苫 小 牧 市	同
室 蘭 市	同
日 高 町	4月1日から8月29日まで
平 取 町	同
門 別 町	同
新 冠 町	同
静 内 町	同
三 石 町	同
浦 河 町	同
様 似 町	同
え り も 町	同
中 標 津 町	6月9日から8月22日まで
標 津 町	同

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。
- (4) 実施の方法  
 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。  
 イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。
- 2(1) 実施の目的  
 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日  
 実施する区域の 実 施 の 期 日  
 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
- |           |             |                |
|-----------|-------------|----------------|
| 北 広 島 市   | 平成15年6月9日から | 27日まで          |
| 新 篠 津 村   | 同           |                |
| 松 前 町     | 同           | 5月19日から6月30日まで |
| 福 島 町     | 同           |                |
| 知 内 町     | 同           |                |
| 上 磯 町     | 同           |                |
| 島 牧 村     | 同           | 6月2日から27日まで    |
| 寿 都 町     | 同           |                |
| 黒 松 内 町   | 同           |                |
| 夕 張 市     | 同           | 5月12日から7月4日まで  |
| 奈 井 江 町   | 同           |                |
| 幌 加 内 町   | 同           |                |
| 名 寄 市     | 同           | 4月7日から5月23日まで  |
| 下 川 町     | 同           | 5月12日から6月27日まで |
| 美 深 町     | 同           | 4月21日から6月6日まで  |
| 音 威 子 府 村 | 同           | 6月23日から8月8日まで  |
| 中 川 町     | 同           |                |
| 稚 内 市     | 同           | 6月16日から7月11日まで |
| 猿 払 村     | 同           |                |
| 浜 頓 別 町   | 同           |                |
| 中 頓 別 町   | 同           |                |

枝 幸 町 平成15年6月16日から7月11日まで  
 歌 登 町 同  
 豊 富 町 同  
 佐 呂 間 町 同 6月23日から9月5日まで  
 生 田 原 町 同 6月30日から9月12日まで  
 美 幌 町 同 7月7日から9月19日まで  
 丸 瀬 布 町 同  
 西 興 部 村 同 7月14日から9月26日まで  
 雄 武 町 同  
 厚 岸 町 同 5月26日から7月4日まで  
 浜 中 町 同 6月9日から7月18日まで  
 音 別 町 同 6月2日から7月11日まで  
 根 室 市 同 6月2日から8月22日まで  
 別 海 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
豊 浦 町	平成15年4月21日から6月30日まで
虻 田 町	同
洞 爺 町	同
大 滝 村	同
壮 瞥 町	同
白 老 町	同
早 来 町	同
追 分 町	同
厚 真 町	同

鶴 川 町 同  
 穂 別 町 同  
 伊 達 市 同  
 登 別 市 同  
 苫 小 牧 市 同  
 室 蘭 市 同  
 日 高 町 同 4月1日から8月29日まで  
 平 取 町 同  
 門 別 町 同  
 新 冠 町 同  
 静 内 町 同  
 三 石 町 同  
 浦 河 町 同  
 様 似 町 同  
 え り も 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競馬場のきゅう舎に入りゅう予定の馬

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
門 別 町	平成15年6月9日から20日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競馬場のきゅう舎に入りゅうしている馬

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第483号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日  
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

岩 見 沢 市 平成15年4月14日から8月29日まで  
由 仁 町 同  
留 辺 藁 町 同 4月1日から9月26日まで  
幕 別 町 同 6月16日から7月11日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第484号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該みつばちの所有者に対し、当該みつばちについて、腐蛆病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日  
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

共 和 町 平成15年5月12日から23日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）の方法による。

北海道告示第485号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬パラチフスの予防のための注射を受けることを命ずる。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的

馬パラチフスの発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日  
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

釧 路 町 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで  
厚 岸 町 同  
浜 中 町 同  
標 茶 町 同  
弟 子 屈 町 同  
阿 寒 町 同  
鶴 居 村 同  
白 糠 町 同  
音 別 町 同  
釧 路 市 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬パラチフスの発生地域及びその周辺地域で抗体調査等から緊急に血清注射を要する馬。

4 実施の方法

- (1) 注射は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 注射は、馬パラチフス血清の皮下注射とする。

北海道告示第486号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林予定森林の所 伊達市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

伊達市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊達市（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所 伊達市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

伊達市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊達市（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所 松前郡松前町字大沢346地先・346の2地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所 上川郡美瑛町字美瑛原野707の236・707の259（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所 上川郡朝日町字中央6653・7489（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡中川町字歌内408の1（国有林）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び中川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 7(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌郡小平町字大榎817・910（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、818・827・911（以上3筆国有林）、286の1・286の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、177の20、177の36、177の44、286の5、286の6
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。
  - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 釧路市鶴丘2の325、2の326、16の215、16の216、16の220、16の228、16の235、16の236、17の10
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 釧路市鶴丘16の240
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第488号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 ダム事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え

置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 用水路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 岩内郡共和町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び共和町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

置いて縦覧に供する。)

- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 古宇郡泊村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び泊村役場に備えて置いて縦覧に供する。)

北海道告示第489号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備えて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所	
芦別赤平線	赤平市字豊里68番12地先から 赤平市東文京町1丁目5番地先(河川敷地)まで		前	15.00mから 86.00mまで	1,007.00m	一般国道38号における 13.50mの間 道道赤平奈井江線における 23.20mの間	北海道札幌土木現業所	
			後	17.00mから 84.00mまで	3,464.00m			一般国道38号における 2,895.00mの間 道道赤平奈井江線における 569.00mの間
岩見沢石狩線	石狩郡当別町若葉1番25地先から 石狩郡当別町獅子内1307番7地先まで		前	14.00mから 36.00mまで	5,400.00m	一般国道337号における 5,400.00mの間	同	
			後	16.00mから 37.00mまで	5,400.00m			一般国道337号における 5,400.00mの間
			前	14.00mから 36.00mまで	3,622.72m			一般国道231号における 14.72mの間 一般国道337号における 3,608.00mの間

		後	14.00mから 42.00mまで	3,622.72m	一般国道231号における 14.72mの間 一般国道337号における 3,608.00mの間	
余市赤井川線	余市郡余市町登町2233番1地先から 余市郡赤井川村字日ノ出246番3地先まで	前	19.00mから 90.00mまで	6,331.00m	—	北海道小樽土木現業所
		後	19.00mから 90.00mまで	6,331.00m	—	
小樽定山溪線	小樽市朝里川温泉2丁目694番32地先から 小樽市朝里川温泉2丁目681番1地先まで	後	10.00mから 83.00mまで	4,000.00m	—	
		前	14.00mから 25.60mまで	110.00m	—	同
		後	18.00mから 35.00mまで	110.00m	—	
	小樽市朝里川温泉2丁目551番地先から 小樽市朝里川温泉1丁目546番14地先まで	前	26.00mから 290.00mまで	1,545.00m	—	
		後	26.00mから 290.00mまで	1,545.00m	—	
登余市停車場線	余市郡余市町登町2186番1地先から 余市郡余市町登町2066番1地先まで	前	11.00mから 117.00mまで	400.00m	—	同
		後	11.00mから 87.70mまで	400.00m	—	
昆布停車場二セコ線	磯谷郡蘭越町昆布町115番9地先（一般国道5号交点）から 磯谷郡蘭越町昆布町34番21地先まで	前	11.20mから 21.50mまで	257.00m	一般国道5号における 8.70mの間	同
		後	11.20mから 21.50mまで	257.00m	一般国道5号における 8.70mの間	
		後	13.50mから 29.50mまで	260.00m	一般国道5号における 8.80mの間	
岩内洞爺線	岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1457林班は小班地 先から岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1457林班は 小班地先まで	前	36.00mから 45.00mまで	100.00m	—	同
		後	36.00mから 51.50mまで	100.00m	—	
	岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1456林班は小班地 先から岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1456林班は 小班地先まで	前	20.00mから 60.00mまで	140.00m	—	
		後	20.00mから 65.00mまで	140.00m	—	
	岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1453林班は小班地 先から岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1453林班は 小班地先まで	前	28.50mから 52.50mまで	330.00m	—	

平取門別線	岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1446林班ろ小班地先から岩内郡共和町字老古美国有林岩内事業区1446林班ろ小班地先まで	後	28.50mから 55.50mまで	330.00m	—	北海道室蘭土木現業所
		前	22.00mから 71.50mまで	900.00m	—	
		後	22.00mから 71.50mまで	900.00m	—	
		前	6.00mから 56.00mまで	1,776.20m	—	
		前	8.70mから 151.11mまで	1,767.20m	—	
		後	6.00mから 56.00mまで	1,776.20m	—	
網走公園線	網走市字美岬国有林網走南部森林管理署123林班は小班地先から網走市字二ツ岩170番1地先まで	後	8.70mから 240.50mまで	1,767.20m	—	北海道網走土木現業所
		前	13.30mから 47.50mまで	789.40m	—	
		後	14.00mから 47.50mまで	796.83m	—	

**北海道告示第490号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
三笠栗山線	岩見沢市上志文町815番2地先から 岩見沢市上志文町893番1地先まで		前	16.00mから 31.00mまで	450.50m	—	北海道札幌土木現業所
			前	25.00mから 31.70mまで	452.22m	—	
			後	25.00mから 31.70mまで	452.22m	—	
			後	25.00mから 31.70mまで	452.22m	—	
旭川旭岳温泉線	上川郡東川町1148番1地先から 上川郡東川町615番15地先まで		前	22.54mから 64.50mまで	400.00m	—	北海道旭川土木現業所
			後	22.54mから 41.50mまで	400.00m	—	

## 北海道告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、札幌市との境界地の道路の管理について次のとおり協定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

## 境界地の道路の管理に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と札幌市（以下「乙」という。）は、境界地の道路の管理及び管理に関する費用について、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき次のとおり協定する。

（管理の方法）

**第1条** この協定の対象となる道路（以下「協定対象道路」という。）は、別表のとおりとする。

2 協定対象道路の管理は、甲が行うものとする。

3 甲は、乙に代わって、道路法第27条第2項の規定に基づき、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条各号に掲げるもの以外の権限を代行するものとする。

（管理費）

**第2条** 協定対象道路の管理に要する費用（以下「管理費」という。）は、次に定める費用とする。

(1) 維持費

(2) 補修工事費

(3) 災害復旧工事費

(4) その他の工事費

（管理費の負担）

**第3条** 管理費は、甲と乙の行政区域に属する延長で按分した額をそれぞれ負担することを原則とし、別表に定める細目協定を締結する者（以下「細目協定締結者」という。）が協議して定めるものとする。

2 前条第1号に定める維持費は、照明等の電気料、通信線等の使用料、設備の保守点検料等とし、その内容及び算出方法は、細目協定締結者が協議して定めるものとする。

3 前条第2号に定める補修工事費は、路面等の清掃費、路面補修費、区画線工事費等とし、その内容及び算出方法は、細目協定締結者が協議して定めるものとする。

4 前条第3号又は第4号に定める工事を施行しようとするときは、工事の施行方法及び工事費用の負担に関する事項等について別に定めることができるものとする。

（負担金の請求等）

**第4条** 甲は、前条の定めにより乙が負担すべき管理費を、甲の発行する納入通知書により請求するものとする。

2 乙は、前項の請求があったときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

3 第1項の請求は、当該年度分について年度末までにするものとする。

（工事の施行協議）

**第5条** 甲は、第2条第3号又は第4号に定める工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その施行方法等について、乙と協議するものとする。ただし、急を要する場合は、甲の判断により当該工事を施行し、その旨、乙に通知することにより当該協議に替えることができるものとする。

（残存物件の処分）

**第6条** 第2条各号に定める工事等に伴い生じた残存物件は、甲が処分するものとし、当該物件の処分価格を当該年度の管理費から控除するものとする。

（収入の帰属）

**第7条** 道路占用料又は負担金等（以下「占用料等」という。）は、甲の収入とし、甲の区域における占用料等の額及び徴収方法並びに督促手数料及び延滞金等については、甲の、乙の区域における占用料等の額及び徴収方法並びに督促手数料及び延滞金等については、乙の条例等に定めるところによるものとする。

2 次の各号に定める収入は、第3条に定める管理費の負担割合に応じた額をそれぞれに帰属するものとする。

(1) 第2条各号に定める工事等の契約に係る履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(2) 第2条各号に定める工事等に係る国庫補助金及び国庫負担金

(3) 第2条各号に定める工事等に係る寄附金

3 甲は、前項各号に定める収入があった場合は、速やかに、乙に通知するものとする。

（細目協定）

**第8条** この協定の施行に関し特に必要な事項は、細目協定締結者が協議して定めることができるものとする。

（雑則）

**第9条** この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成15年4月1日から施行する。

（旧協定の廃止）

2 朝里峠トンネルの維持管理に関する協定書（平成12年4月21日締結）は、廃止する。

別表

道 道 名	協 定 対 象 道 路			主 な 施 設	管 理 者	細 目 協 定 を 締 結 す る 者		
	区 間	延 長				甲	乙	
		全 体	甲の行政区域に属する延長					乙の行政区域に属する延長
小樽定山溪線	小樽市朝里川温泉1丁目石狩森林管理署余市事務所1101林班から 札幌市南区定山溪石狩森林管理署2408林班まで	615.5m	187.0m	428.5m	朝 里 峠 トネル	北 海 道	北 海 道 小 樽 土 木 現 業 所 長	札 幌 市 建 設 局 長

北海道告示第492号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系旧琴似川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成15年3月28日
- 3 廃川敷地等の位置 札幌市北区篠路町太平1299番及び同市東区栄町971番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1,888.44㎡

北海道告示第493号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

表の2一級河川旧琴似川の項図面の欄中「第1号図の2、第2号図の2、第3号図及び第4号図」を「第1号図の3、第2号図の3及び第3号図の1」に改める。

北海道告示第494号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

表の2二級河川茶路川の項図面の欄中「第18号図」を「第19号図」に改める。

北海道告示第495号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

表の2一級河川旧琴似川の項図面の欄中「第1号図の2、第2号図の2、第3号図及び第4号図」を「第1号図の3、第2号図の3及び第3号図の1」に改める。

北海道告示第496号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 免許の年月日 平成15年3月20日
- 2 免許を受けた者
  - (1) 名 称 北海道
  - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
  - (3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達 也
- 3 埋 立 区 域
  - (1) 位 置 寿都郡寿都町字歌棄町美谷239番1、239番2、240番1、240番2及び1190番地先の公有水面

(2) 区 域	
埋立区域A	次の①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
①の地点	3級基準点H13 - 86の地点（北緯42度49分44秒7088、東経140度18分46秒8258）から方向角14度54分27秒の方向43.98mの地点
②の地点	①の地点から方向角39度35分43秒の方向5.30mの地点
③の地点	②の地点から方向角129度34分41秒の方向8.80mの地点
④の地点	③の地点から方向角39度35分44秒の方向18.83mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角168度55分49秒の方向5.42mの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角213度52分36秒の方向5.02mの地点
⑦の地点	⑥の地点から方向角188度37分49秒の方向5.83mの地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角201度50分38秒の方向5.24mの地点
⑨の地点	⑧の地点から方向角185度22分00秒の方向6.89mの地点
埋立区域B	次の⑩の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線、⑭の地点とA4の地点とを結んだ線、A4の地点とA3の地点とを結んだ線、A3の地点とA2の地点とを結んだ線、A2の地点とA1の地点とを結んだ線、A1の地点と⑮の地点とを結んだ線及び⑩の地点と⑮の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
⑩の地点	3級基準点H13 - 86の地点（北緯42度49分44秒7088、東経140度18分46秒8258）から方向角23度55分11秒の方向67.99mの地点
⑪の地点	⑩の地点から方向角39度35分25秒の方向3.00mの地点
⑫の地点	⑪の地点から方向角129度34分24秒の方向4.89mの地点
⑬の地点	⑫の地点から方向角219度43分56秒の方向0.10mの地点
⑭の地点	⑬の地点から方向角129度35分45秒の方向5.00mの地点
A4の地点	⑭の地点から方向角38度27分02秒の方向29.94mの地点
A3の地点	A4の地点から方向角128度29分05秒の方向8.07mの地点
A2の地点	A3の地点から方向角218度33分25秒の方向30.17mの地点
A1の地点	A2の地点から方向角130度09分39秒の方向6.01mの地点
⑮の地点	A1の地点から方向角222度00分59秒の方向2.77mの地点
(3) 面 積	埋立区域A 213.66㎡ 埋立区域B 310.55㎡ 計 524.21㎡

(1) 位 置	寿都郡寿都町字歌棄町美谷239番1、239番2、240番1、240番2及び1190番地先並びに239番1、239番2、240番1、240番2、240番4、1190番及び国道229号道路敷地
(2) 区 域	次のS1の地点とS2の地点とを結んだ線、S2の地点と⑫の地点とを結んだ線、⑫の地点と⑬の地点とを結んだ線、⑬の地点とS3の地点とを結んだ線、S3の地点からS12の地点までを順次に結んだ線及びS1の地点とS12の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
S1の地点	3級基準点H13 - 86の地点（北緯42度49分44秒7088、東経140度18分46秒8258）から方向角11度28分16秒の方向40.66mの地点
S2の地点	S1の地点から方向角39度35分40秒の方向32.59mの地点
⑫の地点	S2の地点から方向角129度34分49秒の方向5.69mの地点
⑬の地点	⑫の地点から方向角219度43分56秒の方向0.10mの地点
S3の地点	⑬の地点から方向角129度35分27秒の方向4.20mの地点
S4の地点	S3の地点から方向角38度27分00秒の方向29.92mの地点
S5の地点	S4の地点から方向角128度29分10秒の方向33.52mの地点
S6の地点	S5の地点から方向角221度40分45秒の方向30.70mの地点
S7の地点	S6の地点から方向角132度41分07秒の方向1.89mの地点
S8の地点	S7の地点から方向角222度40分00秒の方向1.05mの地点
S9の地点	S8の地点から方向角132度40分42秒の方向2.19mの地点
S10の地点	S9の地点から方向角222度40分26秒の方向5.00mの地点
S11の地点	S10の地点から方向角312度40分48秒の方向2.20mの地点
S12の地点	S11の地点から方向角222度41分45秒の方向26.27mの地点
(3) 面 積	2,387.32㎡
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第497号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

1(1) しゅん功認可の年月日	平成15年3月20日
2(1) しゅん功認可を受けた者	
ア 氏名又は名称	北海道
イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也	(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	江差町
(3) 埋立区域	檜山郡江差町字柏町173番、184番1及び184番2並びに字南浜町28番及び29番2地先の公有水面	2(1) しゅん功認可の年月日	平成15年3月20日
ア 位置	檜山郡江差町字柏町173番、184番1及び184番2並びに字南浜町28番及び29番2地先の公有水面	(2) しゅん功認可を受けた者	北海道
イ 区域		ア 氏名又は名称	札幌市中央区北3条西6丁目
1 工区	次のP1の地点からP7の地点までを順次に結んだ線及びP1の地点とP7の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	イ 住所	北海道知事 堀 達也
P1の地点	漁港原点（北緯41度50分45秒4595、東経140度07分42秒9553、X = -239,237.55、Y = -10,080.19）から方向角253度49分34秒の方向144.30mの地点	ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
P2の地点	P1の地点から方向角315度16分59秒の方向14.89mの地点	(3) 埋立区域	
P3の地点	P2の地点から方向角45度10分26秒の方向0.69mの地点	ア 位置	檜山郡上ノ国町字勝山487番3、489番2、491番、493番2、493番3、493番4、496番1及び496番2地先の公有水面
P4の地点	P3の地点から方向角314度01分51秒の方向65.64mの地点	イ 区域	次のK.1の地点からK.23の地点までを順次に結んだ線及びK.1の地とK.23の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
P5の地点	P4の地点から方向角25度39分52秒の方向13.23mの地点	K.1の地点	漁港原点（北緯41度48分20秒4929、東経140度06分05秒5486、X = -243,705.704、Y = -12,334.547）から方向角152度21分52秒の方向56.68mの地点
P6の地点	P5の地点から方向角115度46分28秒の方向3.50mの地点	K.2の地点	K.1の地点から方向角148度49分00秒の方向62.56mの地点
P7の地点	P6の地点から方向角134度01分54秒の方向88.00mの地点	K.3の地点	K.2の地点から方向角58度48分19秒の方向4.00mの地点
2 工区	次のP8の地点からP10の地点までを順次に結んだ線及びP8の地点とP10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	K.4の地点	K.3の地点から方向角148度28分25秒の方向1.57mの地点
P8の地点	漁港原点（北緯41度50分45秒4595、東経140度07分42秒9553、X = -239,237.55、Y = -10,080.19）から方向角260度21分02秒の方向98.20mの地点	K.5の地点	K.4の地点から方向角238度44分58秒の方向11.27mの地点
P9の地点	P8の地点から方向角44度00分56秒の方向8.64mの地点	K.6の地点	K.5の地点から方向角148度48分38秒の方向51.95mの地点
P10の地点	P9の地点から方向角133度15分43秒の方向4.29mの地点	K.7の地点	K.6の地点から方向角229度14分03秒の方向42.38mの地点
ウ 面積	1工区 1,189.66㎡ 2工区 18.53㎡ 計 1,208.19㎡	K.8の地点	K.7の地点から方向角316度42分59秒の方向19.75mの地点
(4) 免許年月日及び番号	昭和61年7月17日 海港第2105号指令	K.9の地点	K.8の地点から方向角46度28分23秒の方向14.57mの地点
		K.10の地点	K.9の地点から方向角317度54分10秒の方向5.02mの地点

	<p>地点</p> <p>K . 11の地点 K . 10の地点から方向角226度34分54秒の方向38.68mの地点</p> <p>K . 12の地点 K . 11の地点から方向角326度41分27秒の方向10.01mの地点</p> <p>K . 13の地点 K . 12の地点から方向角305度56分16秒の方向10.81mの地点</p> <p>K . 14の地点 K . 13の地点から方向角333度03分17秒の方向16.65mの地点</p> <p>K . 15の地点 K . 14の地点から方向角329度37分42秒の方向11.27mの地点</p> <p>K . 16の地点 K . 15の地点から方向角331度34分59秒の方向22.14mの地点</p> <p>K . 17の地点 K . 16の地点から方向角351度58分40秒の方向8.19mの地点</p> <p>K . 18の地点 K . 17の地点から方向角351度08分58秒の方向3.34mの地点</p> <p>K . 19の地点 K . 18の地点から方向角 2 度58分17秒の方向11.32mの地点</p> <p>K . 20の地点 K . 19の地点から方向角18度19分40秒の方向32.08mの地点</p> <p>K . 21の地点 K . 20の地点から方向角14度55分44秒の方向13.85mの地点</p> <p>K . 22の地点 K . 21の地点から方向角10度40分23秒の方向3.03mの地点</p> <p>K . 23の地点 K . 22の地点から方向角94度29分39秒の方向32.02mの地点</p>	<p>イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目</p> <p>ウ 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也</p> <p>(3) 埋 立 区 域</p> <p>ア 位 置 爾志郡熊石町字関内344番、345番1、345番2、348番1、349番1、352番1、353番1、356番1、357番1、378番1、386番2、397番5、398番3及び427番地先の公有水面</p> <p>イ 区 域</p> <p>第1工区 次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）</p> <p>①の地点 三等三角点関内（X = - 207,268.520、Y = - 26,324.170）から方向角170度57分17秒の方向373.07mの地点</p> <p>②の地点 ①の地点から方向角174度03分32秒の方向1.63mの地点</p> <p>③の地点 ②の地点から方向角275度27分35秒の方向106.35mの地点</p> <p>④の地点 ③の地点から方向角 5 度24分54秒の方向1.60mの地点</p> <p>第2工区 次の⑤の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑤の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）</p> <p>⑤の地点 三等三角点関内（X = - 207,268.520、Y = - 26,324.170）から方向角197度59分47秒の方向371.64mの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から方向角275度29分39秒の方向155.14mの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から方向角185度46分40秒の方向15.00mの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から方向角274度52分50秒の方向12.00mの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から方向角185度48分21秒の方向87.86mの地点</p> <p>⑩の地点 ⑨の地点から方向角94度50分33秒の方向12.00mの地点</p> <p>⑪の地点 ⑩の地点から方向角185度48分13秒の方向5.40mの地点</p> <p>⑫の地点 ⑪の地点から方向角274度50分22秒の方向85.16mの地点</p> <p>⑬の地点 ⑫の地点から方向角345度27分16秒の方向113.79mの地点</p> <p>⑭の地点 ⑬の地点から方向角95度25分51秒の方向17.86mの地点</p>
<p>ウ 面 積</p> <p>(4) 免許年月日及び番号</p> <p>(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名</p> <p>3(1) しゅん功認可の年月日</p> <p>(2) しゅん功認可を受けた者</p> <p>ア 氏 名 又 は 名 称</p>	<p>8,672.46㎡</p> <p>昭和61年8月11日 海港第158号指令</p> <p>上ノ国町</p> <p>平成15年3月20日</p> <p>北海道</p>	

⑮の地点	⑭の地点から方向角83度03分27秒の方向21.81mの地点	5(1) しゅん功認可の年月日	平成15年3月20日
⑯の地点	⑮の地点から方向角74度21分02秒の方向21.37mの地点	(2) しゅん功認可を受けた者	
⑰の地点	⑯の地点から方向角67度06分03秒の方向41.39mの地点	ア 氏名又は名称	北海道
⑱の地点	⑰の地点から方向角65度09分08秒の方向30.27mの地点	イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
⑲の地点	⑱の地点から方向角66度06分37秒の方向9.65mの地点	ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
⑳の地点	⑲の地点から方向角95度26分13秒の方向138.71mの地点	(3) 埋立区域	
ウ 面 積	第1工区 169.94m <sup>2</sup> 第2工区 19,797.92m <sup>2</sup> 計 19,967.86m <sup>2</sup>	ア 位 置	爾志郡乙部町字元町520番地先の公有水面
(4) 免許年月日及び番号	昭和62年10月9日 海港第842号指令	イ 区 域	次のK1の地点からK4の地点までを順次に結んだ線及びK1の地点とK4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	熊石町	K1の地点	3級基準点504(北緯41度58分08秒3、東経140度08分09秒5、X = -225,578.163、Y = -9,450.290)から方向角212度16分38秒の方向79.70mの地点
4(1) しゅん功認可の年月日	平成15年3月20日	K2の地点	K1の地点から方向角131度07分14秒の方向9.99mの地点
(2) しゅん功認可を受けた者		K3の地点	K2の地点から方向角221度31分57秒の方向11.20mの地点
ア 氏名又は名称	北海道	K4の地点	K3の地点から方向角311度07分02秒の方向9.99mの地点
イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	ウ 面 積	111.73m <sup>2</sup>
ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也	(4) 免許年月日及び番号	平成10年10月7日 砂防第73-11号指令
(3) 埋立区域		(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	乙部町
ア 位 置	爾志郡乙部町字元和127番2地先の公有水面		
イ 区 域	次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)		
①の地点	漁港原点(北緯42度00分25秒3686、東経140度06分27秒2758、X = -221,346.501、Y = -11,795.984)から方向角248度52分00秒の方向37.35mの地点		
②の地点	①の地点から方向角281度09分27秒の方向30.38mの地点		
③の地点	②の地点から方向角194度13分50秒の方向0.50mの地点		
④の地点	③の地点から方向角281度01分46秒の方向40.29mの地点		
⑤の地点	④の地点から方向角3度14分34秒の方向4.95mの地点		
⑥の地点	⑤の地点から方向角101度09分42秒の方向70.95mの地点		
ウ 面 積	327.46m <sup>2</sup>		
(4) 免許年月日及び番号	昭和62年10月20日 海港第840号指令		
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	乙部町		

#### 北海道告示第498号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり決定した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 都市計画の種類 土地区画整理事業
- 都市計画を定めた土地の区域  
名 称 位 置  
帯広市稲田川西土地区画整理事業 帯広市稲田町基線、東1線、東2線の各一部及び川西町基線、東1線、西1線の各一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

1 函館圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 市街化区域と市街化調整区域との区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

函館市海岸町、港町2丁目、大町、鈴蘭丘町の各一部

上磯町追分4丁目の一部

七飯町本町、桜町の各一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 釧路圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 市街化区域と市街化調整区域との区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

釧路町河畔の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 帯広圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域の区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

帯広市稲田町基線、東1線、東2線の各一部及び川西町基線、東1線、西1線の各一部

音更町緑陽台南区、木野西通13丁目、木野西通14丁目及び木野西通15丁目の各一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 市街化区域と市街化調整区域との区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

白老町字虎杖浜の一部、字竹浦の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

5 函館圏都市計画臨港地区に係る事項

(1) 都市計画の種類 臨港地区

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 追加する土地の区域

函館市大町、海岸町、港町2丁目の各一部

イ 除外する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

6 帯広圏都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類 公園

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 変更する部分

名 称 位 置

5・7・4号 帯広の森 帯広市西25条南5丁目及び南6丁目、西24条南4丁目及び南5丁目、西23条南5丁目、西22条南5丁目、西21条南5丁目及び西21条南6丁目、西20条南6丁目、南町、空港南町の各一部  
河西郡芽室町北伏古の各一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

7 函館圏都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名称 函館公共下水道

イ 位置

排水区域

(ア) 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約4,653ha (うち処理区域 約4,653ha)

(内訳) 南処理区 約2,494ha (うち処理区域 約2,494ha)

函館湾処理区 約2,159ha (うち処理区域 約2,159ha)

(イ) 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約4,698ha (うち処理区域 約4,698ha)

(内訳) 南処理区 約2,513ha (うち処理区域 約2,513ha)

函館湾処理区 約2,185ha (うち処理区域 約2,185ha)

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

8 釧路圏都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名称 釧路公共下水道

イ 位置

排水区域

(ア) 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約5,885ha (うち処理区域 約5,569ha)

(内訳) 釧路市分 約5,271ha (うち処理区域 約4,955ha)

釧路町分 約 614ha (うち処理区域 約 614ha)

(イ) 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約5,890ha (うち処理区域 約5,574ha)

(内訳) 釧路市分 約5,271ha (うち処理区域 約4,955ha)

釧路町分 約 619ha (うち処理区域 約 619ha)

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第500号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第1項の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）、これを要約した書類及び同法第24条の書面（当該事業を認可する者の評価書について環境の保全の見地からの意見）を次のとおり告示の日から1月間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画決定権者の名称 北海道知事 堀 達也
- 2 事業者 帯広市稲田川西土地区画整理組合設立準備委員会  
会長 有塚 利宣  
北海道帯広市西2条南34丁目23-1
- 3 種類 土地区画整理事業
- 4 名称 帯広市稲田川西土地区画整理事業
- 5 事業実施区域 帯広市稲田町基線、東1線、東2線の各一部及び川西町基線、東1線、西1線の各一部
- 6 規模 約88ha
- 7 関係地域の範囲 帯広市
- 8 評価書の縦覧期間、場所及び時間

(1) 縦覧期間

平成15年3月28日（金）から4月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 縦覧場所及び時間

北海道建設部都市計画課 午前8時45分から午後5時30分まで

帯広市都市開発部都市計画課 午前8時45分から午後5時15分まで

帯広市市民部川西支所及び大正支所 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 施行者の名称 足寄町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 足寄都市計画下水道事業足寄公共下水道
- (3) 事業の施行期間 平成6年9月30日から平成22年3月31日まで
- (4) 事業地  
ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 平成6年北海道告示第1474号、平成9年北海道告示第966号、平成11年北海道告示第1938号の事業地に足寄町西町1丁目、西町2丁目、西町3丁目、西町4丁目、西町5丁目及び西町6丁目を加え、旭町1丁目、南1条5丁目、南2条5丁目、南3条5丁目、南4条5丁目、南4条6丁目、北3条1丁目、北3条2丁目、北4条1丁目、北4条2丁目、北5条1丁目及び北6条1丁目において事業地を変更する。

- 2(1) 施行者の名称 長沼町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 長沼都市計画下水道事業長沼公共下水道
- (3) 事業の施行期間 昭和56年11月19日から平成20年3月31日まで
- (4) 事業地
  - ア 収用の部分 変更なし
  - イ 使用の部分 変更なし

- 3(1) 施行者の名称 苫小牧市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画下水道事業苫小牧公共下水道
- (3) 事業の施行期間 昭和27年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 事業地
  - ア 収用の部分 変更なし
  - イ 使用の部分 昭和33年建設省告示第501号、昭和37年建設省告示第1401号、昭和40年建設省告示第2571号、昭和41年建設省告示第2922号、昭和44年建設省告示第999号、昭和45年北海道告示第1191号、昭和47年北海道告示第2131号、昭和49年北海道告示第2845号、昭和52年北海道告示第1701号、昭和55年北海道告示第2548号、昭和58年北海道告示第1286号、昭和62年北海道告示第1106号、平成2年北海道告示第942号、平成3年北海道告示第207号、平成4年北海道告示第1758号、平成8年北海道告示第834号及び平成9年北海道告示第1167号の事業地に苫小牧市日の出町1丁目、日の出町2丁目及び字勇払地内において事業地を変更する。

北海道告示第502号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路

を指定した。

その関係図面は、北海道建設部建築指導課、北海道十勝支庁及び音更町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 指 定 番 号 建指第1352号
- 2 指 定 年 月 日 平成15年3月18日
- 3 道 路 の 位 置 河東郡音更町字下音更北4線西14番1のうち、14番12のうち、14番13のうち、14番15のうち、25番のうち、28番1のうち、28番2のうち  
河東郡音更町中鈴蘭南5丁目1番23  
河東郡音更町中鈴蘭南6丁目1番22  
河東郡音更町南鈴蘭北6丁目1番1、1番2、1番3のうち、1番4のうち、1番5のうち、1番8のうち、1番9のうち、1番10のうち、1番11のうち、1番12のうち、1番13のうち、2番1のうち、2番2のうち、2番3のうち、2番4のうち、2番5のうち、2番6のうち、2番7のうち、2番8のうち、2番9のうち、2番10のうち、2番11のうち、2番12のうち、2番13のうち、3番1のうち、3番2のうち、3番3のうち、3番5のうち、3番6のうち、3番7のうち、3番8のうち、3番9のうち、3番10のうち、3番11のうち、3番12のうち、3番13のうち、4番1のうち、4番2のうち、4番3のうち、4番5のうち、4番6のうち、4番7のうち、4番8のうち、4番9のうち、4番10のうち、4番11のうち、4番13のうち、4番14のうち、4番15のうち、4番16のうち、4番17のうち、4番18のうち、4番19のうち、4番21のうち、4番22のうち、4番23のうち、5番1のうち、5番2のうち、5番3のうち、5番4のうち、5番5のうち、5番6のうち、5番7のうち、5番10のうち、5番12のうち、5番13のうち、6番1のうち、6番2のうち、6番5のうち、6番6のうち、6番7のうち、6番8のうち、6番9のうち、6番10のうち、6番12のうち、6番13のうち、6番14のうち、6番15のうち、6番16のうち、6番17のうち、6番18のうち、6番19のうち、6番20のうち、6番21のうち、6番22のうち、6番26のうち、6番27のうち、6番28、6番29のうち、6番30のうち、7番1、7番2

	河東郡音更町南鈴蘭南5丁目2番1のうち、2番2のうち 河東郡音更町南鈴蘭南6丁目1番のうち、2番1のうち、2 番2のうち、2番3のうち、2番4のうち、2番6のうち、 2番7のうち、2番8のうち、2番9のうち			
4 道路の敷地の幅員	8 m	12m	16m	22m
5 道路の延長	1,964m	396m	183m	335m
6 申請者の住所及び氏名	河東郡音更町南鈴蘭南3丁目6番 音更町すずらん台土地区画整理組合 理事長 高田 良三			

## 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

### 1 業務概要

- (1) 業務名 環境アセスメントP I手法調査事業（P Iとは、パブリック・インボル  
ブメントの略語であって、一般に、公衆に対して事業に関する情報を提  
供した上で意見を求め、それを事業にフィードバックしながら手続を進  
めることをいう。）
- (2) 業務内容 環境アセスメントに関する情報を効果的に提供するための手法や、環  
境保全の見地からの意見を的確に聴取するための手法について、アンケ  
ート調査を実施する。  
なお、本業務は「緊急地域雇用創出特別対策推進事業」に基づき実施  
するものである。
- (3) 履行期限 平成15年8月15日（金）

### 2 プロポーザル参加資格及び審査基準

- (1) プロポーザル参加資格
  - ア 法人格を有する団体であること。
  - イ 道内に本社又は営業所を有すること。
- (2) プロポーザル審査基準
  - ア 業務実施体制について
    - (ア) 業務実施に係る人員配置など業務実施計画が妥当であること。
    - (イ) パソコン及びソフトなどデータ処理に必要な設備及び能力を有していること。
    - (ウ) 業務実施に必要とされる環境アセスメントの知識を有していること。
  - イ 企画及び分析について

- (ア) アンケート調査票やアンケート調査結果報告書の作成に係る企画力があること。
  - (イ) アンケート調査結果に対する分析力があること。
- ウ 新規雇用の考え方について
- (ア) 新規雇用者の業務内容や新規雇用に関する考え方が明確であること。
  - (イ) 業務終了後における新規雇用や就業機会の拡大が見込まれること。
  - (ウ) 新規雇用者を確実に確保できること。

### 3 手続等

#### (1) 担当部課

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部環境室環境政策課  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 236  
ファクシミリ 011 - 232 - 1793

#### (2) プロポーザル企画提案説明書の交付期間、場所及び方法

ア 平成15年3月28日（金）から4月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く平日の  
午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 郵送及びファクシミリによる交付は、行わない。

#### (3) 資格確認書の提出期限、場所及び方法

ア 平成15年4月15日（火）午後5時必着

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 持参、ファクシミリ又は郵送（書留郵便に限る。）による（持参による提出の受付  
時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで）。

#### (4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 平成15年4月22日（火）午後5時必着

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による（持参による提出の受付時間は、土曜日  
及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで）。

### 4 その他

#### (1) 契約書作成の要否

要

#### (2) 関連情報を入手するための照会先

3の(1)に同じ。

#### (3) その他

詳細は、プロポーザル企画提案説明書による。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

#### 1 業務概要

- (1) 業務名 平成15年度農業・農村コンセンサス形成総合推進事業の情報誌制作業務
- (2) 業務内容 北海道の農業・農村の理解を深めるため、農業者と都市住民との交流を図るための情報誌を制作する。  
情報誌は年3回制作し、2003年秋号は平成15年8月下旬、2003年冬号は平成15年11月下旬、2004年春号は平成16年2月下旬に納品するものとする。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成16年2月27日まで

#### 2 参加資格及び選定基準

##### (1) 企画提案書の提出者に要求する資格

過去2年間（平成13年度又は14年度）に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約及び履行実績があり、かつ、道内に営業所若しくは運営拠点がある法人又は団体

##### (2) 選定基準

###### ア 業務処理能力

本業務を実施するための体制等

###### イ 誌面内容（特集テーマを含む企画、レイアウト、写真・イラスト、表現力等）

(ア) 道民が農業及び農村を身近にとらえ、その役割や多面的な機能について理解と関心を深める内容とする。

(イ) 写真、イラスト、デザイン等ビジュアルを重視する。

#### 3 手続等

##### (1) 担当部課

北海道農政部農業企画室

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 818

ファクシミリ 011 - 232 - 1072

##### (2) 企画提案説明書の配付期間、場所及び方法

ア 平成15年3月28日（金）から4月4日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。配付時間は、午前9時から午後5時まで）

イ 配付場所 (1)に同じ。

ウ 直接配付する。

##### (3) 資格審査申請書の提出期限等

ア 平成15年4月10日（木）午後5時必着

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

#### (4) 企画提案書の提出期限等

ア 平成15年5月2日（金）午後3時必着

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

#### 4 その他

##### (1) 契約書作成の要否 要

##### (2) その他

企画提案書に関するヒアリングを実施する。詳細は、企画提案説明書による。

種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり品種登録がされた。  
平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

##### 1(1) 品種登録番号及び登録年月日

第10978号 平成15年2月20日

##### (2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

たまねぎ「さらり」

##### (3) 登録品種の特性の概要

この品種はホクレン農業協同組合連合会がオランダから導入した種子親「AOPFA」を母とし、北見農業試験場が「北見黄」から育成した花粉親「81S」を父として育成された単交配一代雑種である。

草丈は「トヨヒラ」、「ウルフ」と同等で、「ツキサップ」より高い。草姿はこれら3品種より開張する。葉色は「ツキサップ」とほぼ同等で中位である。倒伏期は「ツキサップ」、「トヨヒラ」と同程度で、「ウルフ」よりやや遅い。乾腐病に対してはこれら3品種より抵抗性が低い。一球重は「ツキサップ」よりやや優り、「トヨヒラ」並である。規格内率は「ツキサップ」並で、「トヨヒラ」よりやや優る。規格内収量は「ウルフ」より劣るが、「ツキサップ」、「トヨヒラ」と同等からやや優る。球の外皮色の濃さは「ウルフ」より劣るが、「トヨヒラ」並である。球はりん葉は厚く、軟らかい。辛さの指標となるピルビン酸生成量は低く、貯蔵中の増加も少ない傾向である。生サラダやソテー（炒め物）の食味評価は他の道内品種に比較して高い。貯蔵性は「ツキサップ」、「トヨヒラ」より劣るが、「ウルフ」より優る。

##### (4) 育成者権の存続期間

20年

2(1) 品種登録番号及び登録年月日

第10979号 平成15年2月20日

(2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

たまねぎ「81S」

(3) 登録品種の特性の概要

この品種は北見農業試験場において、「北見黄」の後代から、球の肥大性が良く、軟質で貯蔵性に優れることを目標とした花粉親系統として育成された。

早晩性の目安となる倒伏期は「AOPFA」よりやや早く、「北もみじ」より遅い。初期生育量と葉色は、「北もみじ」とほぼ同等である。乾腐病の発生は「北もみじ」より多い。一球重は「北もみじ」よりやや小さい。球形は地球型で、「北もみじ」に比較して球はやや軟らかく、皮色もやや薄い。皮むけ程度は同等である。貯蔵性は「北もみじ」と同等以上であるが、「AOPFA」よりやや劣る。

なお、「81S」は肉厚で辛味が少なく、良食味で貯蔵性の高いF<sub>1</sub>品種「さらり」の花粉親（父親）である。

(4) 育成者権の存続期間

20年

3(1) 品種登録番号及び登録年月日

第10980号 平成15年2月20日

(2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

たまねぎ「S7946A」

(3) 登録品種の特性の概要

この品種は北見農業試験場において、「北見黄」を基礎集団として、収量性が高く、球品質（球のしまり、皮張り）に優れる種子親（F<sub>1</sub>品種の母親）を目標に育成された。

「北もみじ」に比較して、初期生育と草勢はやや劣るが、草姿はやや直立し、葉色と均一性は同等である。倒伏期は4～5日遅い中晩生である。乾腐病の発生は「北もみじ」より多い。規格内率は同等であるが、一球重は小さいため規格内収量は劣る。球形は地球型である。球は硬く、揃いはほぼ同等である。皮色と皮張りはやや優る。貯蔵性は高い。採種栽培時の生育量（草勢）はやや劣るが、均一性と花茎のねじれは中程度である。オランダの育成系統など遠縁の花粉親との組合せにより、収量性が高く、球品質（球のしまり、皮張り）に優れ、高緯度地域に適するF<sub>1</sub>品種を育成できる。

なお、この品種は花粉稔性がない雄性不稔系統であるため、種子再生産を行う場合には、維持系統「S7946B」（花粉稔性を有する点だけが「S7946A」と異なる）との集

団採種が必要である。

(4) 育成者権の存続期間

20年

4(1) 品種登録番号及び登録年月日

第10981号 平成15年2月20日

(2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

たまねぎ「S7946B」

(3) 登録品種の特性の概要

この品種は北見農業試験場において、「北見黄」を基礎集団として、収量性が高く、球品質（球のしまり、皮張り）に優れる種子親系統「S7946A」の維持系統（花粉稔性を有する点だけが「S7946A」と異なる）を目標に育成された。

「北もみじ」に比較して、初期生育と草勢はやや劣るが、草姿はやや直立し、葉色と均一性は同等である。倒伏期は4～5日遅い中晩生である。乾腐病の発生は「北もみじ」より多い。規格内率は同等であるが、一球重は小さいため規格内収量は劣る。球形は地球型である。球は硬く、揃いはほぼ同等である。皮色と皮張りはやや優る。貯蔵性は高い。採種栽培時の生育量（草勢）はやや劣るが、均一性と花茎のねじれは中程度である。

なお、この品種は花粉稔性のない「S7946A」の種子再生産を行う場合に、花粉親として使用する。

(4) 育成者権の存続期間

20年

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

1 業務概要

- (1) 業務名 都市漁村交流地域情報収集事業委託業務
- (2) 業務内容 都市漁村交流の推進に役立てるため、漁村地域の魅力的な資源、交流に資する施設や取組に関する情報の収集と、ホームページ等による情報の発信を想定した情報の体系的な整理を行う。
- (3) 履行期限 平成15年11月28日（金）

2 参加資格及び評価基準

- (1) プロポーザルの提出者に要求される資格  
ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動

法人、シルバー人材センターその他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。

イ 道内に本社又は事業所（受託事業を実施するため、新たに設置されるものを含む。）を有する者であること。

ウ 過去に情報収集関連業務を行った実績を有すること。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 事業費に占める人件費の割合が原則としておおむね8割以上であること。

カ 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数が原則としておおむね4分の3以上であること。

キ 新規雇用の1人平均の実労働日数が45日以上、かつ新規雇用者は6月未満の期間雇用に限定すること。

ク 新規雇用の募集については、原則として公共職業安定所への求人申込みにより行うこと。

ケ 労働者を新規に採用する際に、本人に失業者であることを確認すること。また、新規雇用者である失業者は、委託事業実施時点で、道内に居住している者であること。

(2) プロポーザルの評価基準

ア 新規雇用の考え方

新規雇用量、雇用期間及び新たな雇用の可能性

イ 業務処理能力

本業務を実施するための体制の充実度、機動力及び情報収集・分析能力

ウ プロポーザルの内容

情報収集及び整理に係る企画力

エ 類似事業の実績

本業務と類似する業務の実績

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部漁港漁村課主査（漁村振興）

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 337

ファクシミリ 011 - 232 - 4139

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 平成15年3月28日（金）から4月17日（木）まで（土曜日、日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 直接交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

ア 平成15年4月18日（金）午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。ただし、持参以外の提出方法による場合は、事前に電話連絡すること。

(4) プロポーザルの提出期限、場所及び方法

ア 平成15年5月12日（月）午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。ただし、持参以外の提出方法による場合は、事前に電話連絡すること。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(3) その他

プロポーザルに関するヒアリングを実施する。

なお、詳細はプロポーザル説明書による。

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第8条の規定により、遊漁船業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則を次のとおり定めた。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達也

1 遊漁船業者登録簿閲覧所の場所

北海道遊漁船業者登録簿閲覧所	札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁11階）	北海道水産林務部漁業管理課内
石狩支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館6階）	北海道石狩支庁経済部水産室内
渡島支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	函館市美原町4丁目6番16号	北海道渡島支庁経済部水産課内

檜山支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	江差町字陣屋町336の3	北海道檜山支庁経済部水産課内
後志支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	倶知安町北1条東2丁目	北海道後志支庁経済部水産課内
空知支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	岩見沢市8条西5丁目	北海道空知支庁経済部林務課内
上川支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	旭川市永山6条19丁目303	北海道上川支庁経済部林務課内
留萌支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	留萌市住之江町2丁目1-2	北海道留萌支庁経済部水産課内
宗谷支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	稚内市末広4丁目2番27号	北海道宗谷支庁経済部水産課内
網走支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	網走市北7条西3丁目	北海道網走支庁経済部水産課内
胆振支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	室蘭市幸町9番11号	北海道胆振支庁経済部水産課内
日高支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	浦河町栄丘東通56号	北海道日高支庁経済部水産課内
十勝支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	帯広市東3条南3丁目1	北海道十勝支庁経済部水産課内
釧路支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	釧路市浦見2丁目2番54号	北海道釧路支庁経済部水産課内
根室支庁遊漁船業者登録簿閲覧所	根室市常盤町3丁目28番地	北海道根室支庁経済部水産課内

- 第2条** 登録簿の閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、水産林務部長又は支庁長（以下「水産林務部長等」という。）は、必要と認めたときは、閲覧時間を変更することができる。
- 3 前項の規定により閲覧時間を変更するときは、水産林務部長等は、閲覧所にその旨を掲示しなければならない。

（閲覧所の休日）

**第3条** 閲覧所の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、水産林務部長等は、閲覧所の運営上特別の必要があるときは、臨時に休所することができる。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

（閲覧の手続）

**第4条** 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申込票に指定の事項を記入しなければならない。

（持出しの禁止）

**第5条** 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

（閲覧の禁止又は中止）

**第6条** 水産林務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧を中止させ、又は禁止させることができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがある者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

**附 則**

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**支 庁 告 示**

**北海道空知支庁告示第4号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年3月28日

北海道空知支庁長 佐藤 隆

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 夕張郡長沼町あかね1丁目59-1 ほか12筆

2 閲覧規則

遊漁船業者登録簿閲覧規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第8条の規定により、閲覧所における遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定める。

（閲覧時間）

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市中央区北11条西19丁目36番35号  
北雄ラッキー株式会社  
代表取締役 桐生 泰夫
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年5月22日 空建指第14-2号

**北海道上川支庁告示第14号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成15年3月28日

北海道上川支庁長 吉 田 洋 一

- 1 住 所 旭川市東光7条3丁目4-8
- 2 商号又は名称 なし
- 3 氏 名 那須 辰也
- 4 登録番号 北海道知事(1)第00413号
- 5 登録取消年月日 平成15年3月11日

**札幌医科大学告示****札幌医科大学告示第38号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年3月28日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

**1 入札に付する事項****(1) 調達をする特定役務の名称及び数量**

医療情報統合システム調査及び詳細設計業務一式

**(2) 調達をする特定役務の仕様等** 別紙入札説明書による。**(3) 契約期間** 契約締結の日から平成15年11月28日**(4) 納入場所** 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 過去2年間に国又は地方公共団体と情報システムについて、総合的な業務分析、シス

テム設計、システム開発又はシステム運用のいずれかの業務に係る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。

- (4) 過去2年間に大学の附属病院における医療情報システムについて、総合的な業務分析、システム設計、システム開発又はシステム運用のいずれかの業務に係る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。

**3 条件付一般競争入札参加資格の審査**

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月28日から5月6日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目  
札幌医科大学事務局病院課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

**4 契約条項を示す場所**

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

**5 入札執行の場所及び日時**

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第1(A)会議室（郵送による場合は、郵便番号 060-8543 札幌医科大学事務局病院課）

- (2) 入札日時 平成15年5月13日 午前10時（郵送による場合は、平成15年5月12日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

**6 入札保証金**

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

**7 入札説明書の交付に関する事項**

- (1) 交付場所 札幌医科大学事務局病院課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに札幌医科大学長から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札金額に係る消費税等の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3133

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) この入札による入札執行は、公開で行う。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Workplace Analysis and Planning for Integrated Hospital Information System 1set

B . Bit tendering date and time : 10 : 00 A. M., May 13, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than May 12)

C . Contact : Hospital Administrakutive Division, Administration, Sapporo Medical

University Nishi 16-chome, Minami 1-jo Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543

Japan

Phone : 011-611-2111 Ext. 3133

## 道 議 会 告 示

### 北海道議会告示第7号

平成4年8月11日北海道議会告示第2号（北海道議会事務局執務時間）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年3月28日

北海道議会副議長 大内 良一

「、休日及び休曜日」を「及び休日（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第11条第1項に規定する休日をいう。）」に、「午前9時」を「午前8時45分」に改める。

## 道教育庁後志教育局告示

### 北海道教育庁後志教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年3月28日

北海道教育庁後志教育局長 下田 清治

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ 一式 42台×2校（職業科）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年6月2日（月）

(4) 契 約 期 間 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年5月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道小樽水産高等学校及び北海道倶知安農業高等学校

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月28日から4月17日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道教育庁後志教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階講堂（郵送による場合は、郵便番号 044 - 8544 北海道教育庁後志教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成15年5月8日（木）午前11時（郵送による場合は、平成15年5月7日までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピューター式 42台（普通科）

(2) 予定時期

平成15年10月ごろ

### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道教育庁後志教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

### 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。

### 10 契約書作成の要否

要

### 11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は入札説明書による。

### 12 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal computer 42 × 2 1 set

B . Bid tendering date and time :

11 : 00 A. M., May 8, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than May 7)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department,  
Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education  
Higashi 2, Kita 1, kutchan-cho, Abuta gun, Hokkaido, 044-8544, Japan  
Phone : 0136-22-1111 Ext. 3117

## 道教育庁胆振教育局告示

### 北海道教育庁胆振教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年3月28日

北海道教育庁胆振教育局長 木村俊昭

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）  
パーソナルコンピューター式 32台×2校（普通科）  
同 42台×1校（同）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年5月29日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。
- (4) 納入期日 平成15年6月2日（月）
- (5) 納入場所 北海道豊浦高等学校、北海道穂別高等学校及び北海道登別南高等学校

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はあらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月28日から4月21日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号  
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道室蘭市幸町9番11号 室蘭保健所1階会議室（郵送による場合は、郵便番号 051 - 8558 北海道教育庁胆振教育局企画総務課）
- (2) 入札日時 平成15年5月8日（木）午前10時（郵送による場合は、平成15年5月7日までに必着のこと。）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量（1月当たりの単価）  
パーソナルコンピューター式 42台×2校（普通科）
- (2) 予定時期  
平成15年10月ごろ

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道室蘭市幸町9番11号  
北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1

- 月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否  
要
- 11 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加するものは、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 051-8558 北海道室蘭市幸町9番11号  
電話番号 0143-22-9131 内線 3117
- (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :
- a . Personal computer 32×2 1 set
- b . Personal computer 42 1 set
- B . Bid tendering date and time :
- 10:00 A. M., May 8, 2003  
(If mailed, bids must arrive no later than May 7)
- C . Contact :
- Accounting Division, General Affairs Department,  
Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education  
9-11 Saiwai-cho Muroran, Hokkaido, 051-8558, Japan  
Phone : 0143-22-9131 Ext. 3117

石狩後志海区漁業調整  
委員会委員補欠選挙長公告

平成15年4月2日執行の石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出の告示を、平成15年3月24日、次のとおり後志支庁の掲示板に掲示して示達した。  
平成15年3月28日

石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 熊野正武  
石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第4号

平成15年4月2日執行の石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙について、候補者として、次のとおり届出があった。  
平成15年3月24日

石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 熊野正武

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりかき氏名	性別	住 所	生年月日(年齢)	党 派	職 業
1	平成15年3月24日	本人届出	よどやしょうじ 淀谷 昭 治	男	北海道寿都郡寿都町字矢追町160番地	昭和3年8月26日 (満74歳)	無 所 属	漁 業

平成15年4月2日執行の石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙における無投票の告示を、平成15年3月24日、次のとおり後志支庁の掲示板に掲示して示達した。

平成15年3月28日

石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 熊野正武  
**石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第5号**  
平成15年4月2日執行の石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙は、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないから、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わない。  
平成15年3月24日  
石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙長 熊野正武

## 網走海区漁業調整委員会 指 示

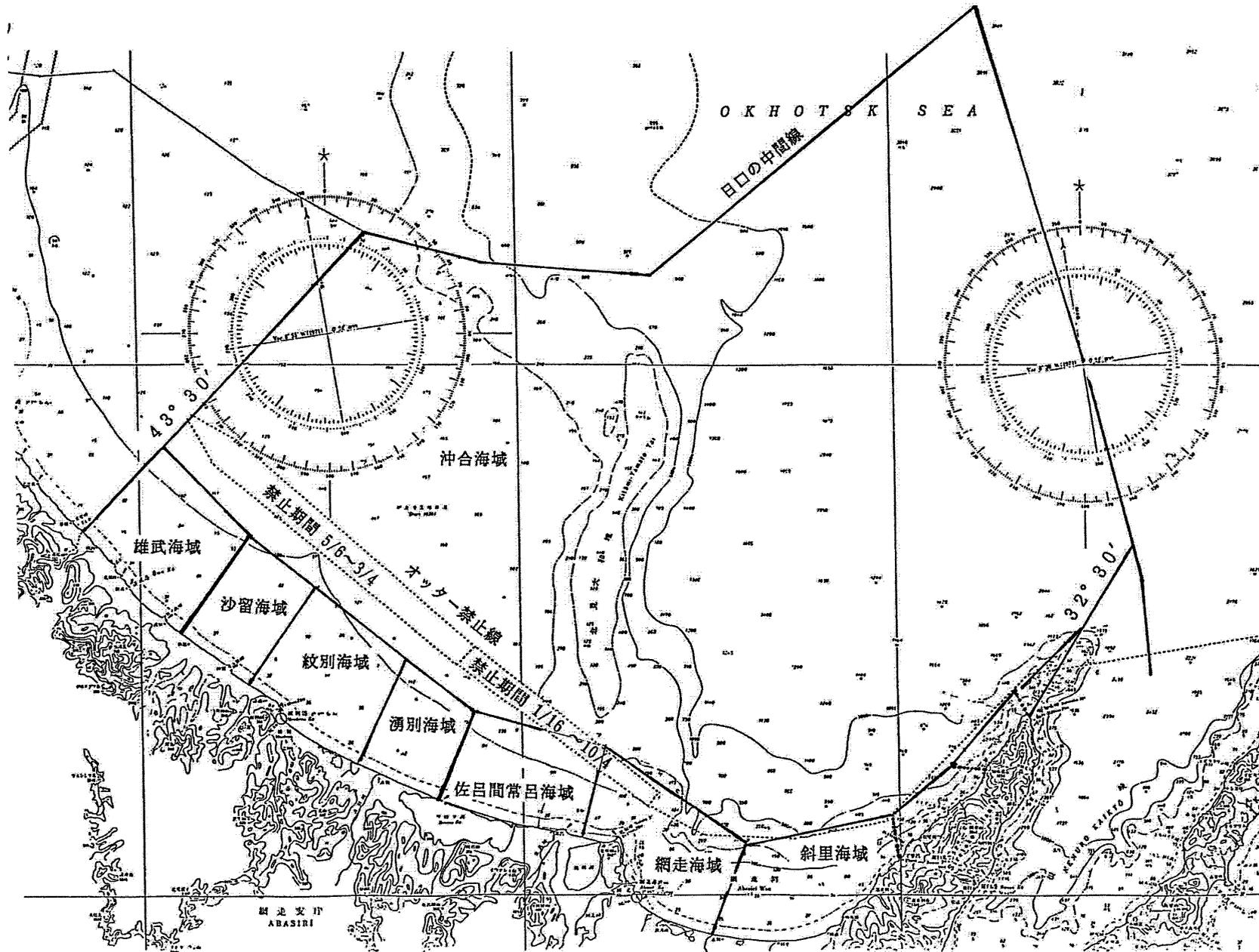
**網走海区漁業調整委員会指示第1号**  
網走支庁沖合海域における固定式刺し網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により次のとおり制限する。  
平成15年3月28日  
網走海区漁業調整委員会会長 杉森隆

第1 操業の制限  
次に掲げる制限海域及び制限期間において、固定式刺し網漁業を営んではならない。ただし、次の場合はこの限りでない。  
(1) 固定式刺し網漁業の操業について網走海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者が、当該承認に基づき操業する場合  
(2) 北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号（以下「規則」という。））第5条の許可を受けた者が、当該許可に基づき操業する場合  
(3) 規則第45条の許可を受けた者が、当該許可に基づき採捕する場合  
(4) 漁業権又は入漁権に基づき固定式刺し網漁業を営む場合  
2 制限海域  
枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以東、斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線以西の網走支庁管内沖合海域。ただし、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）に基づく日本国とロシア連邦との中間線以北の海域を除く。  
3 制限期間  
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで  
第2 操業の承認  
次の承認海域において固定式刺し網漁業を営もうとする者は、委員会の承認を受けなければならない。

2 承認海域  
(1) 雄武海域  
次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域  
(2) 沙留海域  
次の基点第2号、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域  
(3) 紋別海域  
次の基点第3号、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域  
(4) 湧別海域  
次の基点第4号、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域  
(5) 佐呂間常呂海域  
次の基点第5号、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域  
(6) 網走海域  
次の基点第6号、点6、点7及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域  
(7) 斜里海域  
次の基点第7号、点7、点8、点9、点10、点11及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域  
(8) 沖合海域  
制限海域から基点1、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く海域  
(基点及び点の位置)  
基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点  
基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点  
基点第3号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点  
基点第4号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点  
基点第5号 湧別町と常呂町の境界線と最大高潮時海岸線との交点  
基点第6号 国土地理院3等三角点 北能取山から337度36分54秒851.19メートルの点  
基点第7号 北海道水産部三角点水T6から95度57分52秒、497.83メートルの点

- 基点第8号 国土地理院4等三角点 宇登呂
- 基点第9号 北海道水産部図根点 No. 4（北海道水産部三角点水T16～）から29度368.37メートルの点
- 基点第10号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点 1 基点第1号から43度30分、25,000メートルの点
- 点 2 基点第2号から35度30分、25,000メートルの点
- 点 3 基点第3号から35度30分、25,000メートルの点
- 点 4 基点第4号から26度30分、24,000メートルの点
- 点 5 基点第5号から22度30分、20,000メートルの点
- 点 6 基点第6号から15度30分、20,000メートルの点
- 点 7 基点第7号から21度45分、20,000メートルの点
- 点 8 基点第8号から350度、9,000メートルの点
- 点 9 基点第9号から277度30分、7,400メートルの点
- 点 10 基点第10号から322度30分、5,300メートルの点
- 点 11 基点第10号から32度30分、21,800メートルの点
- 3 操業区域  
承認海域のうち漁業種類ごとに別に定める区域とする。
- 4 操業期間  
4月1日から12月31日までの間で漁業種類ごとに別に定める期間とする。
- 5 漁具漁法の制限  
漁業種類ごとに別に定めるものとする。
- 6 使用漁船の制限  
総トン数20トン未満の動力船とする。
- 7 承認の対象者  
承認の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 前年度、委員会の承認を受け誠実に営んだ実績を有する者
  - (2) 委員会が特に必要と認められた者
- 8 承認をしない場合  
次のいずれかに該当する場合は承認しない。
- (1) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配する恐れがあると認められる場合
  - (2) 操業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合
  - (3) 同一漁業者が2隻以上申請した場合
- 9 陸揚港の制限  
住所を有する市町村の地区内に1港とする。
- 10 漁獲物の陸揚げ制限

- 漁獲物は、天災その他やむを得ない事情がある場合又は委員会が認めた場合を除き、陸揚げ港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。
- 11 漁獲物の検量義務  
漁獲物は地区の漁業協同組合の指定する場所で組合の検量を受けなければならない。
- 12 操業の条件  
承認を受けた者は、操業に当たり次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 漁具には標識を付けるとともに、当該承認船舶名を明瞭に表示しなければならない。
  - (2) かに、さけ、ます、つば及びかれいを採捕してはならない。万一これらが採捕された場合は、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻し、船内に保持してはならない。
- 13 操業協定の締結  
承認に基づき漁業を営もうとする者は、操業の秩序維持を図るため他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。ただし、操業協定を締結しなくても操業秩序が維持される等特別の事情があると委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 14 承認証の携帯義務等  
操業の承認を受けた者が、当該承認に係る漁業を操業するときは、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させるとともに、別に定める承認章旗を掲揚しなければならない。
- 15 指示事項  
操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認め指導する事項に従わなければならない。
- 16 漁獲成績の報告  
操業の承認を受けた者は、委員会に漁獲成績を報告しなければならない。
- 17 取扱事項  
この指示に定めるほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「事務取扱要領」によるものとする。



正 誤

平成15年3月14日(第1449号)

北海道告示第402号(農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

189 右 13

誤 恵庭市盤尻906から912まで

正 恵庭市盤尻906から912まで (以上7筆国有林)